

医療的ケア児等 コーディネーターの配置(案)

福祉部 障がいサービス課

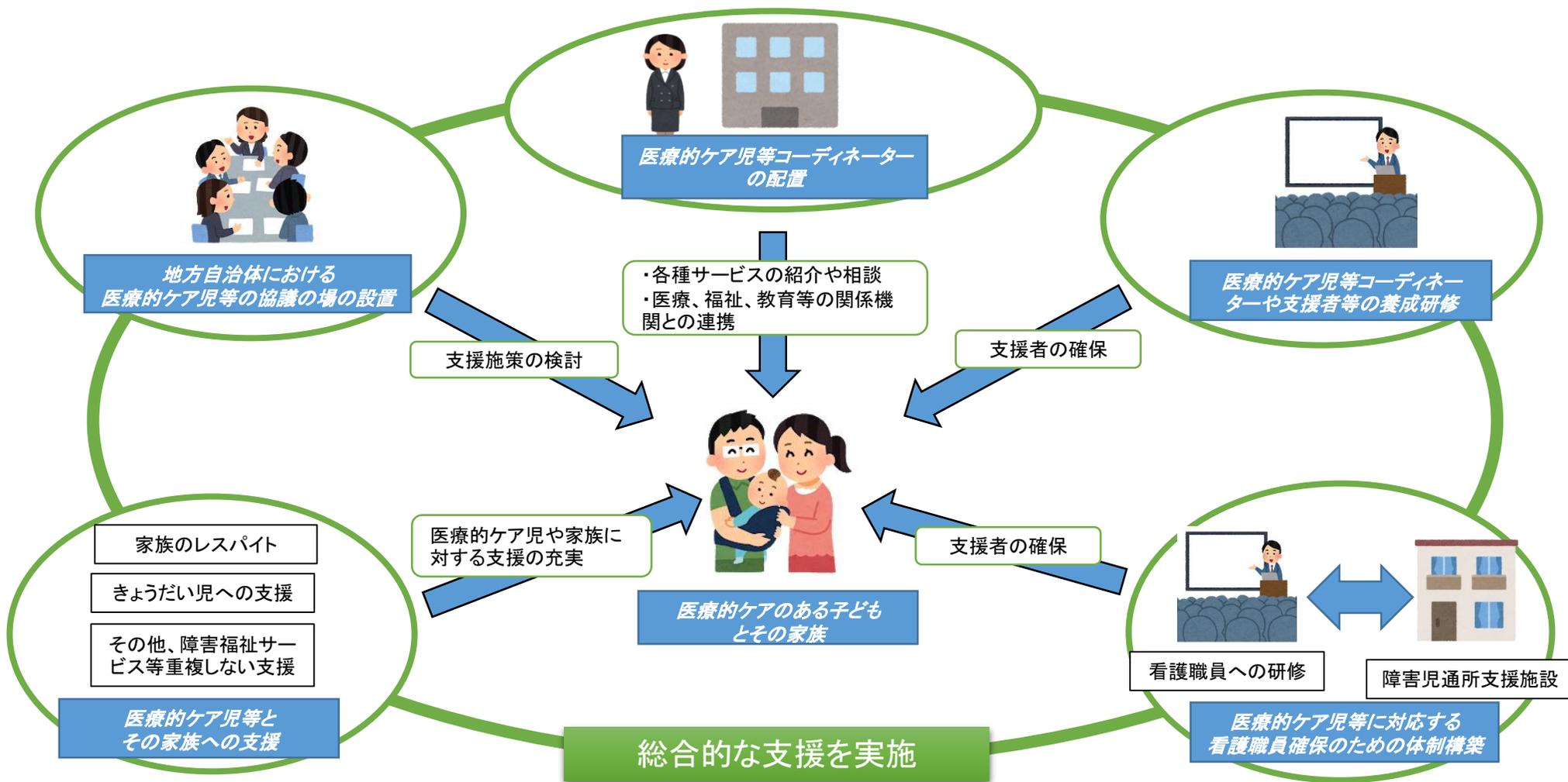
医療的ケア児等コーディネーターとは

医療的ケア児等が抱える課題は、多分野にわたっており必要なサービス也多岐にわたっている。

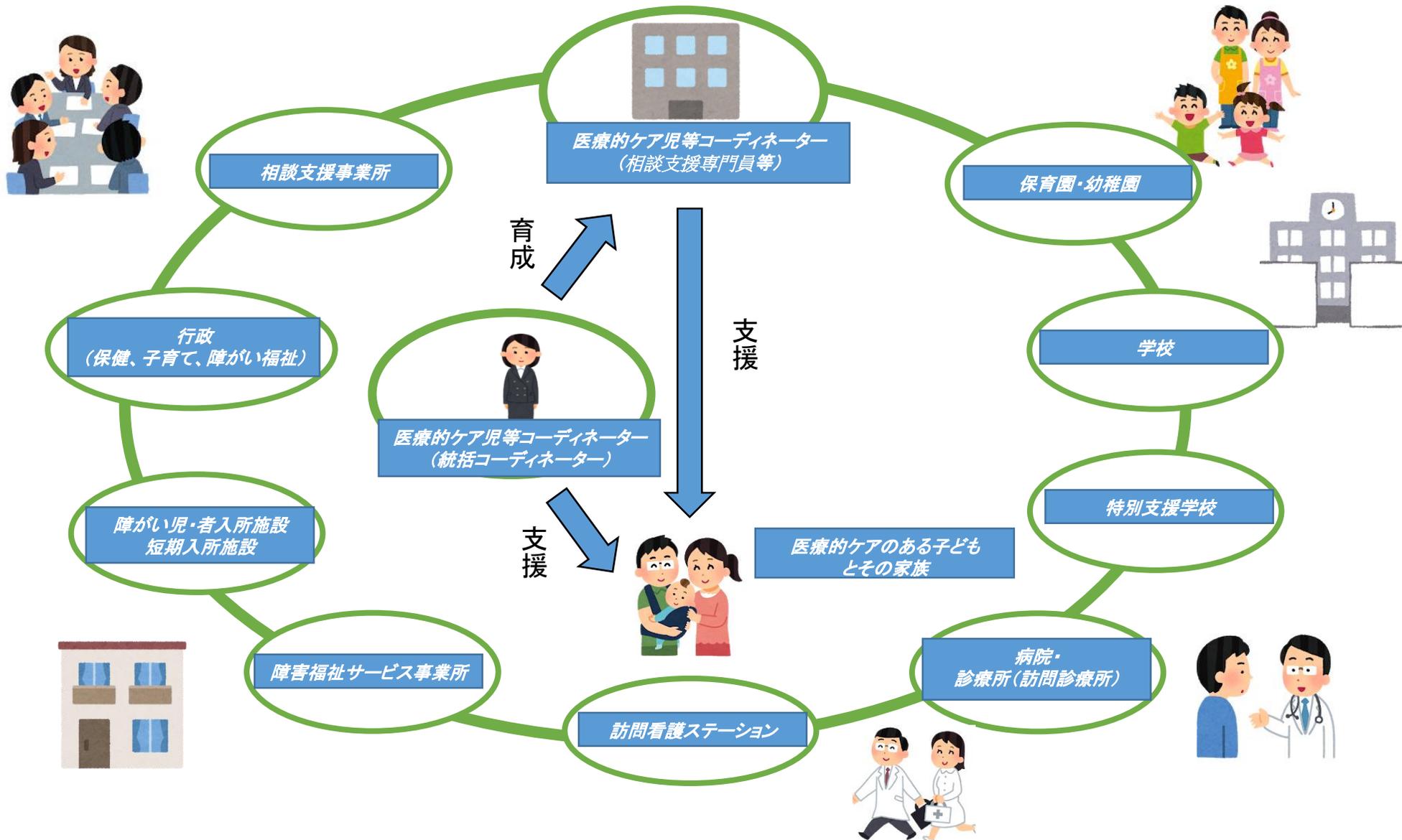
そのため、医療的ケア児等コーディネーターは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対し適切なサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等及びその家族を繋ぐ。

また、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に係る関係機関との連携(多職種連携)を図り、本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとなる。

国が定める医療的ケア児等総合支援事業(地域生活支援事業)



医療的ケア児等コーディネーターのイメージ図



医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質・役割

- 医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験の蓄積
- 多職種連携を実現するための水平関係（パートナーシップ）の構築力
- 本人中心支援と自立支援を継続していくための家族との信頼関係づくり
- 医療的ケア児等の相談支援業務（基本相談、計画相談、ソーシャルワーク）
- 本人のサービス等利用計画を作成する相談支援専門員のバックアップ
- 地域に必要な資源等の改善、開発に向けての実践力
- 医療、福祉、教育等を包括的にコーディネートする。
 - ⇒ 多分野に属する支援者が単独では解決できない課題に対し、連携・協働して取り組む。

東京都医療的ケア児等コーディネーター養成研修

- 実施主体:東京都
- 受講対象者:相談支援専門員(障がい)、保健師、訪問看護師等
- 内容(抜粋):
 - ① 医療的ケア児等コーディネーターについて
 - ② 障がいのある子どもの成長と発達の特徴
 - ③ ライフステージにおける支援
 - ④ 支援体制整備
- 指定特定相談支援事業所における支援体制加算
研修を受講した相談支援専門員を常勤で配置している相談支援事業所は、受講終了証明書の提出及び、外部へ公表することを条件に、訓練等給付費における加算を受けることができる。
- 区内における研修受講者数:7名(相談支援専門員) R3. 8時点

配置に向けた取り組み

令和3年2月に策定した「板橋区障がい者計画2023」では、重点項目のひとつとして、「医療的ケア児等コーディネーターの配置」を位置付けている。

そのため、以下の年度別計画にて、配置及び充実を図る。

年度	障がい者計画における年度別計画	主な取り組み
令和3年度	検討	配置に向けた協議・検討。
令和4年度	配置	① 医療的ケア児等コーディネーター（相談支援専門員）の配置。 ② コーディネーターを中心とした支援体制検討会の実施。
令和5年度	充実	① 医療的ケア児等コーディネーターの配置（統括コーディネーターの配置）。 ② 支援体制の充実。